

## 平成28年度 第2回 地域包括支援センター運営協議会

日 時 平成29年2月22日（水）

午後3時30分～

場 所 総合福祉センター10階 大会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 委員の変更について

#### 4 議 事

##### (1) 報告事項

ア 地域包括支援センターの強化について・・・資料1

##### (2) 協議事項

ア 平成29年度の実施方針について・・・資料2

イ 評価について・・・資料3

#### 5 その他

#### 6 閉 会

#### 【次回の地域包括支援センター運営協議会について】

日程：平成29年6月～7月（予定）

報告事項：平成28年度事業実績，平成29年度事業計画

協議事項：地域包括支援センターの評価の指標について

## 宇都宮市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

平成29年1月1日現在(敬称略)

No.	氏名	推薦団体等名称及び役職名	区分
1	村井 邦彦	一般社団法人宇都宮市医師会 理事	職能団体
2	臼井 康祐	一般社団法人宇都宮市歯科医師会 理事	〃
3	糟谷 真知子	公益社団法人栃木県看護協会 理事	〃
4	大武 秋雄	一般社団法人栃木県社会福祉士会	〃
5	山本 晃子	NPO法人とちぎケアマネジャー協会 理事	〃
6	福田 光作	宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会 副会長	サービス事業者
7	塩澤 達俊	宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会 会長	〃
8	永井 久司	宇都宮市自治会連合会 副会長	地域関係団体
9	檜山 和子	宇都宮市民生委員児童委員協議会 会長	〃
10	大島 一夫	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 事務局長	〃
11	小野 篤司	宇都宮短期大学人間福祉学科 講師	学識経験者
12	三條 安子	宇都宮介護者の会 会長	被保険者

\* 上記における区分欄中の表記について

職能団体 : 介護・介護予防サービスに関する職能団体

サービス事業者 : 介護・介護予防サービスに関する事業者

地域関係団体 : 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業を担う関係者

学識経験者 : 地域ケア等に関する学識経験者

被保険者 : 介護保険の被保険者や介護・介護予防サービスの利用者

## 前回の運営協議会での主な意見等

### ○ センターの体制, 運営に関すること

#### <センターの職員体制>

- ・ 高齢者人口を基本とし, また, その伸び率も考慮した職員配置が必要である。
- ・ 現在の人口規模加算は画一的であり, メリハリをつけるべきである。
- ・ 高齢者数等にあわせて, 人員や予算を決める必要がある。
- ・ 日常生活圏域を増やす(センターの数を増やす)方法もあるが, 施設整備の基準ともなっているので, センターの数を増やすことは現実的ではない。

#### <センターの機能強化・質の向上>

- ・ 数の問題だけでなく, 質の向上も必要である。
- ・ 総合事業の実施により, これまで以上にケアマネジメント力の強化が必要である。
- ・ 地域のコーディネーターとなる必要がある。
- ・ 圏域ごと(センターごと)の評価についても検討すべきである。

#### <市の支援について>

- ・ 行政の体制も強化すべきではないか。  
(基幹型センターの設置, 庁内各課横断的な組織, 総合的な窓口, 包括的な体制等)

### ○ 地域会議に関すること

- ・ 39の連合自治会ごとに, ある程度, 水準を合わせていく必要がある。
- ・ 多職種の連携は必要不可欠である。
- ・ 地域住民に理解してもらえるような広報が必要である。
- ・ 市の状況や地区ごとの状況の情報提供などの支援が必要である。

○ 高齢者人口の増加が見込まれる中、平成29年度から実施する総合事業や平成37年度に向けて構築する地域包括ケアシステムにおいて、地域包括支援センターの役割は、これまで以上に重要となることから、その役割に応じた円滑な活動ができるよう地域包括支援センターの強化を図る。

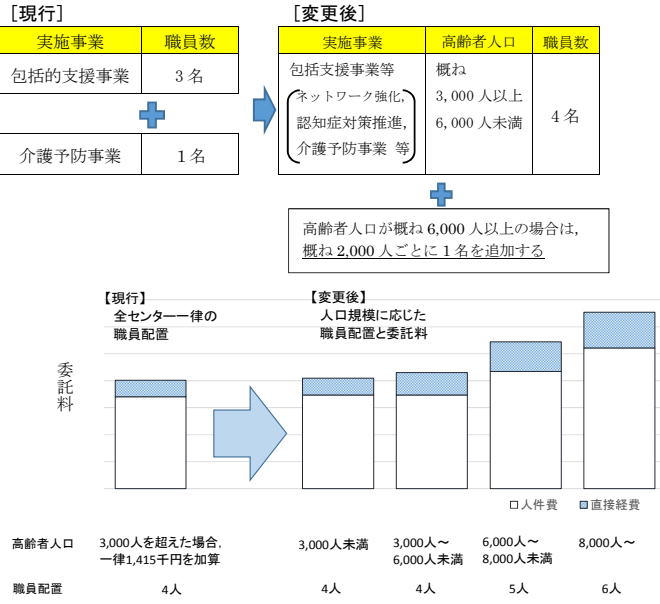
□ 地域包括支援センターが行う業務

	現行	変更後
支援事業 （包括的）	総合相談支援業務	同左
	権利擁護業務	同左
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（居宅ケア等への支援）	同左
	介護予防ケアマネジメント業務（二次予防事業対象者に係るケアマネジメント）	総合事業の第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
（総合事業） 介護予防事業	—	—
	二次予防事業対象者把握	—
	介護予防普及啓発事業（介護予防教室）	同左
事任意	地域介護予防活動支援事業（自主グループ支援）	同左
	家族介護教室	同左
その他	ひとり暮らし安心ネットワーク事業 ・見守り活動会議	同左 ・見守り活動会議→地域ケア会議 ・安否確認

その他の事業との連携

- ・在宅医療介護連携
- ・認知症初期支援チーム・認知症地域支援推進員
- ・生活支援コーディネーター・協議体、介護予防の推進

□ センター職員の体制強化



□ 質の向上

○ ケアマネジメント力向上

総合事業の開始に伴いこれまでの介護保険給付のサービスに加え、基準緩和型、住民等によるサービスなどの提供が可能となることから、これらの多様なサービスを組み合わせ、高齢者の状態に応じて自立支援に向けた適切なケアマネジメント力が求められる。

○ コーディネート力向上

平成37年の地域包括ケアシステムの構築に向けては、これまで地域包括支援センターが地域会議などを通じて構築してきたネットワーク等を活用しながら多くの職種、関係機関をつなげていくコーディネート機能の強化が求められる。

○ センター間連携強化

各地域の実状にあわせた地域づくりが必要となってくるが、各センターの取組事例の情報等を共有し、好事例等を全市に水平展開していく必要がある。

市のバックアップ機能（基幹型センター機能）

- ・会議、研修会等の開催（センター長会議、担当者会議等）
- ・地域ケア会議の開催
- ・対応困難事例への対応（虐待事例、成年後見制度利用支援等）
- ・庁内各課（福祉関係課、保健所等）との連携
- ・広報、情報提供（センターの周知、圏域単位の情報提供等）等

□ 効果的な運営に向けた評価

1 目的

市が定める事業実施方針に基づく運営状況について、一定の基準により定期的に評価するとともに、その評価結果を基に継続的に改善し、質の向上を図ることで、地域包括支援センター運営事業を効果的・効率的に推進していくことを目的とする。

2 実施方針に盛り込む内容

関係機関等との関係構築方針、ケアマネジメント実施方針  
地域ケア会議の運営方針、公正・中立性確保のための方針 等

3 評価（案）

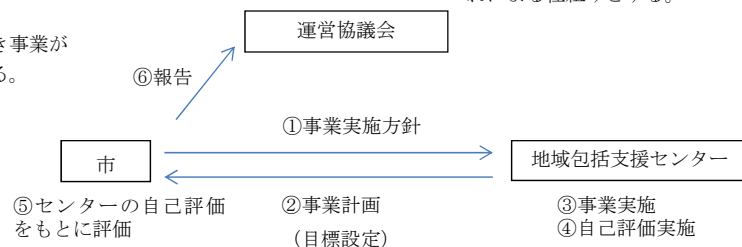
(1) 評価の方法

ア 地域包括支援センター職員（自己評価）

センター職員自らが実施する事業について評価する。

イ 市（保険者）

事業実施方針に基づき事業が行われているか評価する。



(2) 評価対象

ア ストラクチャー（構造）評価

事業を実施するための実施体制等に関する指標（センターの設備、人員体制など）

イ プロセス（過程）評価

事業を実施するための企画立案、実施過程等に関する指標（関係機関との連携状況、ニーズ把握方法など）

ウアウトカム（結果）評価

事業成果の目標に関する指標（相談受付件数、虐待対応件数など）

4 評価の仕組み

事業を継続的に改善するため、PDCA サイクルの考えの下、下図の流れによる仕組みとする。

□ 地域ケア会議の充実

- ・地域の関係機関相互の連携を高め、地域包括ケアを推進するために必要不可欠な地域包括支援ネットワークを構築するため、より多職種の参加を推進し会議構成メンバーの充実を図る。
- ・会議で協議する内容についても個別課題や地域の課題解決に向けたものとなるよう充実を図る。
- ・個別課題の解決のみならず、それらを地域全体の課題へ吸い上げ、地域で支える仕組みにつながるよう内容の充実を図る。
- ・各地域の課題も集約し、本市の高齢者の実態や課題を把握し、必要な取組を明らかにし、次期の事業計画や実施方針に反映させる仕組みを構築する。

	現行	変更後（案）	機能・役割
個別レベル	個別ケア会議、地域ケア会議	宇都宮市地域ケア会議	・個別課題解決 ・ケアマネジメントの質の向上
圏域レベル	地域会議		・地域課題発見 ・地域ネットワーク構築
市レベル	—	全市域の会議	

○ 実施方針策定趣旨

地域包括支援センターにおける運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑な実施に資することを目的として策定する。

○ 地域包括支援センターの設置目的

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置するものである。」（介護保険法第115条の46）

○ 設置主体

宇都宮市は、地域包括支援センターの設置責任主体として、地域包括支援センターの設置目的を達成するために体制整備等に努め、その運営について支援していく。具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組方針について、宇都宮市と地域包括支援センターが共通認識のもと、共同して適正な運営に努める。

運営上の基本的な考え方

【地域性の視点】

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な存在であるために、担当圏域の地域特性や地域の実情を踏まえた事業運営を行う。

【公益性の視点】

介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

【協働性の視点】

センターの職員が、連携・協働の事務体制を構築し、業務を遂行するチームアプローチを心がける。

○ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の拠点として、介護・保健・福祉など様々な面から総合的な支援に取り組む

○ 地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉・医療・地域などの多様な機関・団体と十分に連携を図り、地域ネットワークの充実を目指す

○ 地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域の課題を把握し解決に向け取り組む

地域包括ケアシステムの構築に向けた福祉・医療・地域の連携体制の充実

- ◎ 地域ケア会議を活用した地域ネットワークの充実  
地域課題の把握・共有  
地域の特性や住民特性等の実情の把握  
地域住民との協働による事業の取組（見守り・生活支援）
- ◎ 関係機関、医療機関等との連携体制づくり  
○ 介護保険制度による公的サービスのみならず多様な社会資源を活用
- ◎ 地域の社会資源やニーズの把握  
○ 地域住民への積極的な広報  
○ 地域の介護支援専門員への支援  
多職種協働によるケアマネジメント支援

総合相談

- ◎ 相談支援の充実  
身近な地域でのワンストップ対応  
様々な相談内容について、総合的に相談できるよう関係機関と連携

地域ケア会議の開催

個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等を中心に、包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげるため、地域ケア会議を行う。

- 多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を支援する
- 個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域に共通した課題を明らかにするとともに、把握された地域課題の解決策の検討を行う

介護予防の推進

- ◎ 早期の介護予防につなげる取組  
総合事業の普及啓発、総合事業対象者への事業参加勧奨
- ◎ 地域主体の介護予防活動への支援  
地域における自主活動グループの立ち上げや、活動の継続に向けた支援
- 介護予防ケアマネジメント  
総合事業による多様なサービスを組み合わせた「個々の高齢者の自立支援」を念頭に置いたケアマネジメント

認知症高齢者等対策の充実

- ◎ 認知症サポーター養成講座の開催
- ◎ 認知症予防の推進  
介護予防の推進と連携して実施
- 認知症の人やその家族を支えるネットワークの充実  
医療、介護、福祉、地域住民、関係機関との緊密な連携・協力体制の構築
- 認知症介護者への支援  
家族介護教室の開催など

権利擁護事業の推進

- ◎ 権利擁護に関する普及啓発  
高齢者虐待防止、成年後見制度の周知、特殊詐欺や消費者被害の防止
- 高齢者虐待への対応  
地域住民、関係機関との連携による早期発見・早期対応
- 成年後見制度利用に向けた支援  
関係機関との連携、申立が困難な方への支援（市長申立）

## 地域包括支援センターの評価について

## ◎ 趣 旨

地域包括支援センターの運営が安定的・継続的に行われるよう、センターの評価の方法等について協議するもの

## 1 目的

地域包括ケアシステムを構築していくにあたり、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たす地域包括支援センターはますます重要となることから、市が定める事業実施方針に基づく実施状況について、一定の基準により定期的に評価するとともに、その評価結果を基に継続的に改善し、質の向上を図ることで、地域包括支援センター運営事業を効果的・効率的に推進していくことを目的とする。

## 2 評価（案）

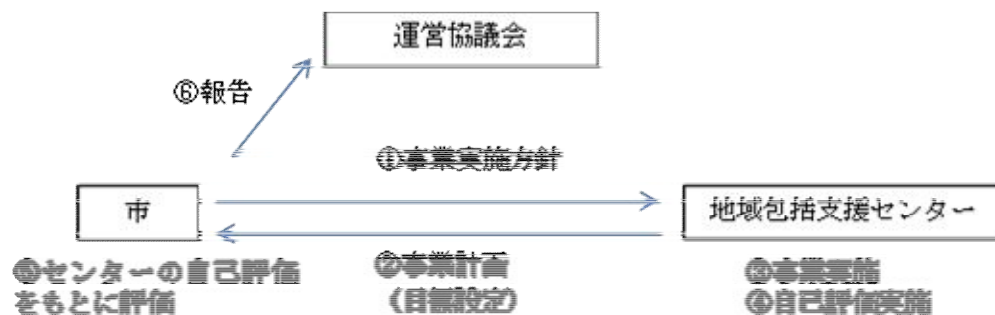
## (1) 評価の方法

ア 地域包括支援センター職員（自己評価）

包括センター職員自らが実施する事業について評価する。

イ 市（保険者）

事業実施方針に基づき事業が行われているか評価する。



※ 詳細な年間サイクルについては、別紙のとおり

## (2) 評価の対象

ア ストラクチャー（構造）評価

設備、人員、勤務体系などの構造を対象とした評価

イ プロセス（過程）評価

業務を行った結果ではなく、その過程の評価

ウ アウトカム（結果）評価

事業成果の評価

## 評価指標の例

評価の指標	実施状況（達成度）			補足説明欄 （※評価理由）
	できている	一部 できている	できていない	
高齢者や地域住民にわかりやすいよう看板や案内表示が掲示している	○			
積極的に訪問活動をし、実態の把握に努めている		○		
介護予防の取組により、要介護認定率が下がった		○		
・		・		・
・		・		・
・		・		・

### 3 スケジュール

新たに導入する「評価の仕組み」をより実効性のあるものとするためには、平成29年度から実施する総合事業の実績を勘案するほか、平成30年に改定予定の「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険計画」との整合を図る必要がある。このため、事業実施方針（中長期的な方針も含め）、具体的な評価の指標、進め方等の決定については、平成29年度中に地域包括支援センターの職員、運営協議会の委員等からの意見を十分聴取しながら行うこととし、評価の仕組みの本格運用は、平成30年度からの開始を目指すこととする。

#### 参考 根拠法令

##### 介護保険法抜粋（平成27年度施行）

##### 第115条の46第4項

地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない

##### 第115条の46第9項

市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条1項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない



##### 介護保険法改正案（平成30年度施行予定）

- ・地域包括支援センターに、事業の自己評価と、質の向上を図ることを義務付ける。
- ・市町村に、地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を義務付ける。

地域包括支援センターの評価の年間のサイクル

